

「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」 の提出を求める請願

趣旨

農水省は2018年3月末の「主要農作物種子法」廃止に加え、「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」で種苗法の現行制度の見直しを検討。2019年11月、新品種保護に関する対策をとりまとめ、これを元に国会で「種苗法の一部を改正する法律案」が提出されています。

自家増殖の禁止は地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行しています。

国においては地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、日本の食料主権を制限する「種苗法改正」を慎重かつ十分に審議することを強く求めます。

理由

(1) 自家増殖の「許諾制」は農業の衰退を招きます

現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を「許諾制」という形で事実上一律禁止する改正案により、これまで認められてきた農家のタネ取り(自家増殖)の権利が著しく制限されると同時に許諾手続き・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、(日本の農業を支える圧倒的多数の小規模)農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなります。

これは農家の経営を圧迫し、ひいては地域の農業の衰退を招きかねず、「国連家族農業の10年」や「小農の権利宣言」の精神とも相反するものです。

(2) 「海外流出防止」のために自家増殖を禁ずる必要性はありません

農水省は今回の改正が「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調していますが、「海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖をすべて防ぐことは物理的に困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である」と農水省自身もかつて認めています。(2017年11月付け食料産業局知的財産課)

海外での育成者権の保護強化のために、日本国内の農家の自家増殖を禁ずる必要性はありません。

(3) 「品種登録」をする民間企業による種子の独占が進みます

在来種(一般品種)は育成者権の対象外としていますが、一般品種が登録される可能性も否定できません。今回の法案では裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、(小規模)農家を委縮させ、在来種の栽培やタネ取りを断念させる可能性もあります。その結果、地域で種子を守ってきたタネ取り農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねません。

また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになります。

以上

令和2年5月22日

高島市議会議長 廣本 昌久 様